

<報道発表資料>

カテゴリー：県政一般

令和4年4月28日

「埼玉県消費生活基本計画（令和4年度～令和8年度）」を策定しました

県では、「埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」に基づき、「埼玉県消費生活基本計画」を策定し、消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

このたび、令和4年度を初年度とする「埼玉県消費生活基本計画（令和4年度～令和8年度）」を策定しました。

また、計画の策定に当たり実施した県民コメントの結果について公表します。

1 計画の概要

（1）計画策定の趣旨

「埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」に基づき、消費生活に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定するものです。

また、「消費者教育の推進に関する法律」に基づく県の「消費者教育推進計画」としても位置付けるものです。

（2）計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

（3）計画の目標

全ての県民が安心して豊かな消費生活を営むことができる社会の実現

（4）施策展開

計画の目標を達成するための取組を、5つの施策の柱に体系化しました。

- 施策の柱1 問題解決体制の充実
- 施策の柱2 適正取引と事業者指導の強化
- 施策の柱3 消費者被害の未然防止
- 施策の柱4 消費者教育の推進
- 施策の柱5 持続可能な消費生活社会の実現

2 県民コメントの結果

(1) 意見募集の期間

令和3年10月1日（金曜日）～令和3年10月31日（日曜日）

(2) 意見の提出者数及び意見件数

意見提出者数 5名、2団体

意見件数 22件

(3) 意見の反映状況

- ・既に案で対応済みのもの 7件
- ・案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの 14件
- ・意見を反映できなかったもの 1件

3 計画及び県民コメント結果の入手方法

埼玉県ホームページからダウンロードできます。

(URL) <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0310/kihonkeikaku/index.html>

また、次の窓口で計画を閲覧することができます。

- ・埼玉県県民生活部消費生活課（県庁第3庁舎3階）
- ・埼玉県県政情報センター（県庁衛生会館1階）
- ・埼玉県の各地域振興センター・事務所

南 部	Tel 048-256-1110	南 西 部	Tel 048-451-1110
東 部	Tel 048-737-1110	県 央	Tel 048-777-1110
川 越 比 企	Tel 049-244-1110	西 部	Tel 04-2993-1110
利 根	Tel 048-555-1110	北 部	Tel 048-524-1110
秩 父	Tel 0494-24-1110	東松山事務所	Tel 0493-24-1110
本庄事務所	Tel 0495-24-1110		

- ・埼玉県の消費生活支援センター

川 口	Tel 048-261-0930	熊 谷	Tel 048-523-1711
-----	------------------	-----	------------------

4 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県県民生活部消費生活課 総務・企画調整担当

TEL 048-830-2938（直通）

F A X 048-830-4750

E-mail a2930@pref.saitama.lg.jp